

令和4年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年5月30日 開会

令和4年5月30日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会



## 令和4年第5回教育委員会定例会

令和4年5月30日（月）  
午後4時00分 開会

### ○ 議事日程

#### 1 開会

#### 2 会議録署名委員の指名

#### 3 行事報告

#### 4 報告事項

報告第24号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年5月分）について

報告第25号 令和4年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について

報告第26号 令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について

報告第27号 令和3年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について

報告第28号 令和4年度新十津川町新規奨学生の選定について

報告第29号 令和3年度中学校英語検定助成等について

報告第30号 小中学校児童生徒の不登校の状況について

報告第31号 令和3年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について

#### 5 議案審議

議案第9号 新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について

議案第10号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について

議案第11号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて

#### 6 その他

#### 7 閉会

### ○ 出席委員（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

### ○ 欠席委員（0名）

### ○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長

鎌 田 章 宏

主幹

横 山 芳 徳

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和4年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明を申し上げます。なお、報告の対象期間は、4月23日から本日5月30日までとなっております。4月27日、ふるさと公園開き及びピンネシリ山開き安全祈願祭がふるさと公園イベント広場で行われ、久保田教育長が出席しております。4月29日、ふるさと公園体育施設の野球場、サッカー場、テニスコート、パークゴルフ場、温水プールがオープンしました。また、5月1日には文化施設として、かぜのびと開拓記念館がオープンしております。5月14日、とっぷ子どもゆめクラブの発会式が改善センター多目的ホールで開催されました。登録児童63人のうち51人の出席があり、発会式のあと、紙飛行機作りと飛行コンテストを行いました。5月17日、ゆめりあ生きがいホールにてふるさと学園大学入学式が開催され、入学者85人のうち57人が出席いたしました。入学式終了後、お昼の休憩をはさみまして、午後からカリキュラムの第1講といたしまして「外国におけるボランティア体験を通して」と題し、JACAシニア海外協力隊の永田敏夫氏に講演をいただきました。5月18日、第1回社会教育委員の会がゆめりあで行われました。久保田教育長から会議冒頭に各委員に対し委嘱状交付後、委員長に奥芝彰子委員、副委員長に川野名秀委員を選出し、奥芝委員長進行のもと、令和4年度の社会教育関係施設利用状況、令和4年度研修計画、令和4年度の第7期社会教育実施計画の取組等について協議をいたしました。引き続き、第1回第8期社会教育実施計画策定委員会を開催し、第8期社会教育実施計画のスケジュールについて確認を行いました。5月25日、空知教育局教育支援課長、義務教育指導班主査、指導主事の3名がゆめりあに来町され、今年度の学校教育事業計画について協議を行いました。行事報告には記載していませんが、行事のご報告を1件させていただきます。5月22日に図書館におきまして、写真日本作

家小寺卓也さんを講師に、スライドトークとワークショップが開催されております。子ども14人と保護者5人が参加しまして、小寺さんの写真絵本の読み聞かせと図書館周辺の樹木の葉を使用したスタンプアートの制作を行いました。なお、6月12日までは図書館ギャラリーにおいて小寺さんの写真展も開催しております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第24号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年5月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに4月の新学年学級編成後に異動はなく、小学校323人、中学校151人、合わせて474人の在籍となっております。特別支援についても異動はございませんでした。以上、報告第24号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第24号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第24号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第24号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年5月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第25号令和4年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。6ページから8ページまでの報告第25号別紙をご覧ください。まず、6ページの表は、要保護にかかわる分となります。7ページの表につきましては、準要保護にかかわる分となりまして、援助費目及び支給額につきましては、一覧のとおりでございます。こちらは、国の補助単価に基づいておりますが、昨年度と比較をし変更があるのは、中段ほどの新入学児童生徒学用品費等と新入学準備費の

小学生の支給額につきまして、51,060円から54,060円に増額となっております。また、PTA会費の小学生の支給額が2,300円から2,700円に増額となっております。8ページの特別支援学級分につきましては、昨年度と比較をし、PTA会費の小学生の支給額が1,150円から1,350円に増額となっております。そのほかにつきましては、それぞれ準要保護の支給額の基本2分の1の額となっております。7ページ及び8ページ下段の学用品費等支給内訳の表につきましては、学用品費等につきまして年3回の支給となっておりますので、各期の支給額を記載したものでございます。以上、報告第25号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第25号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第25号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第25号令和4年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第26号令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書9ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数、(1)生活保護受給世帯、0世帯0人、(2)その他世帯、59世帯87人、小学生61人、中学生26人でございます。2認定状況につきましては、別紙のとおりといたしまして、報告第26号別紙をお配りしておりますので併せてご覧ください。(1)認定世帯数及び児童生徒数、ア要保護世帯、0世帯0人、イ準要保護世帯、38世帯56人、小学生40人、中学生16人、ウ特別支援学級、4世帯4人、小学生3人、中学生1人でございます。認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規定によりまして、一定基準の所得額での算定ということになっております。生活保護基準の受給額に対する所得の割合が1.3倍に満たない場合には認定、1.3倍以上の場合は不認定という基準を定めております。また、特別支援学級に在籍している児童生徒についての基準は、2.5倍に満たない場合となります。(2)不認定世帯数及び児童生徒数、17世帯27人、小学生18人、中学生9人でございます。(3)適用外世帯数及び児童生徒数、0世帯0人でございます。別紙認定調書の右から2列目の判定欄で、認定世帯につきましては可、不認定世帯につきましては否と表記をしております。続きまして、9ページ、3認定開始日につきましては、令和4年4月1日でございます。なお、別紙につきましては、委員会終了後に回収をさせていただきます。その別紙の1番、もう1つ別紙です。報告第26号資料、横長のものをつけておりますのでそちらをご覧ください。こちらは、就学援助の認定者数につきまして、平成25年度から本年度までの推移の表でございます。小学校及び中学

校の表の太線で囲んだ欄が要保護、準要保護、特別支援学級分に係る認定児童生徒数でございまして、全児童生徒数に対する認定者の割合は、小学校につきましてはほぼ横ばい、中学校につきましては本年度、若干減少している状況にございますということを報告させていただきます。以上、報告第26号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

近年、定住促進事業行っており、町外から転入者がいらっしゃいますので人口の増により、就学援助の認定の推移がどのようになっているかということで今回、A4横型の資料を添付させていただきました。今ほど局長から説明ありましたように、増加にはなっていないということでございます。それでは、報告第26号の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第26号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第26号令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第27号令和3年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書11ページをお開き願います。まず、助成の対象となる通学費につきましては、自宅から学校までの通学において公共交通機関を利用し、月額10,000円以上負担している場合に適用し、その額の2分の1以内、上限は20,000円としてございます。申請及び助成状況につきまして表で説明をいたします。学校の所在地別で申し上げますと、岩見沢市1校2人、砂川市1校4人、滝川市2校12人で合計4校18人、1年生10人、2年生3人、3年生5人でございます。通学費の合計は1,528,510円、助成額の合計は759,900円でございます。なお、別紙で報告第27号資料といたしまして、令和2年度の申請及び助成状況の表をお配りしておりますので、そちらを併せてご覧願います。以上、報告第27号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第27号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第27号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第27号令和3年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第28号令和4年度新十津川町新規奨学生の選定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書13ページをお開き願います。1 新規奨学生の人数、1人。2 新規奨学生の住所、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。3 奨学金等内訳、別紙のとおりとしまして、報告第28号別紙をご覧ください。選定番号、氏名、本年度貸付額、貸付期間、住所、貸付金総額は記載のとおりでございます。奨学生選定の審査は、成績、世帯の所得状況、健康状態及び人物所見でございます。いずれも在学していた学校の学校長からの推薦書などにより問題がないことを確認してございます。以上、報告28号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第28号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

奨学金が今年度11か月分、総額47か月と書いてありまして、1か月足りないような気がするのですが、どのような事情か教えてください。

◎鎌田事務局長

こちらの方は、令和4年度の入学後に申請がありまして、5月の認定開始ということになりますので、今年度分につきましては11か月分ということになってございます。以上でございます。

◎久保田教育長

報告第28号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第28号令和4年度新十津川町新規奨学生の選定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第29号令和3年度中学校英語検定助成等について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書15ページをお開き願います。1の令和3年度英検申込者数及び合格者数の状況



について。こちらの表は、再受験した人数も含んでおります。英語検定は、5月、10月、1月の年3回実施されておりました。適宜、中学校で受験を奨励しながら取り組んでおります。各学年の合計では、上段の申込者数は1年生が25人、2年生が14人、3年生が53人、合計92人が受験を申込みしてございます。下段の合格者数は、1年生が24人合格しておりました。基準となる5級が14人、基準以上の4級が7人、3級が3人合格しております。2年生は11人が合格しておりました。5級が1人、基準となる4級が8人、基準以上の3級が2人合格しております。3年生は33人が合格しておりました。4級が9人、基準となる3級が20人、基準以上の準2級が4人合格してございます。なお、3年生が卒業段階までに3級以上の合格をした人数につきましては26人でございまして、3年生60人に対して43.3%の取得率となっております。なお、この表で再受験者数を含んだ数値であることをご説明いたしました。再受験者は2人おります。内訳は、2年生の4級、申込者数10人のうち1人、3年生の準2級、申込者数10人のうちの1人、合わせて2人でございます。次に2の令和3年度英検検定料助成状況についてでございますが、助成対象者の各学年の合計は、1年生が25人、2年生が13人、3年生が52人、合計90人、助成額の合計は354,400円でございます。なお、上記1の表の申込者数の合計92人と助成対象者数の合計90人の差2人につきましては、再受験者の2人でございます。検定料の助成は、各級の受験に対して生徒1人当たり各級において年度で1回とすることとしているため、同一の級の再受験の検定料は助成対象外としてございます。また、報告第29号資料として、別紙をお配りしております。昨年度の状況を参考に載せてございますので後ほどお目通しいただければと思います。以上、報告第29号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第29号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第29号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第29号令和3年度中学校英語検定助成等については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第30号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書17ページをお開き願います。まず、不登校の定義につきましてご説明をいたします。文部科学省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状態にあるものと定義されています。これを基に、学校では不登校であるか否かを判断してございます。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとなりますので欠席日数にはカウントされません。

これらを踏まえ、表につきましてご説明をいたします。1つ目の表は、令和3年度の小中学校児童生徒の不登校の状況をまとめた表でございます。小学校は、4年生2人、5年生2人、6年生1人で合計5人、全校児童314人に対する割合は1.59%となっております。中学校は1年生4人、2年生1人、3年生5人で合計10人、全校生徒159人に対する割合は6.29%でございます。2つ目の表は、本年度の4月末時点での不登校の状況でございます。小学校は4年生1人、5年生1人、6年生2人で合計4人、全校児童323人に対する割合は1.24%、中学校は2年生4人、3年生1人で合計5人、全校生徒151人に対する割合は3.31%でございます。なお、別紙で報告第30号資料といたしまして、令和3年度及び本年度の4月末時点の出欠日数の状況をお配りしております。

1つ目の表は、令和3年度の児童生徒の各月の出欠日数の状況でございます。上段網かけ部分が欠席日数で、下段が出席日数でございます。2つ目の表は、本年度4月末時点での児童生徒の出欠日数の状況でございます。これら不登校児童生徒に対する学校及び教育委員会の対応といたしましては、文部科学省で示している不登校児童生徒への支援の在り方の通知に基づき、学校においては児童生徒個々の不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援や働きかけを行う必要がありますので、担任、教頭、校長、生徒指導担当教諭等で組織をつくりまして、学業の遅れや進路選択上の不利益などがないよう、保護者や当該児童生徒と連携を密にし、継続的に対応をしております。その中で、児童生徒の才能や能力に応じて、本人や保護者の意思も確認しながら、スクールカウンセラー、適応指導教室の活用や様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援につなげる努力をしているところでございます。学校と教育委員会との連携につきましては、毎月の定例教頭会議にて、不登校児童生徒の状況報告をいただいているほか、随時対応が必要な場合は、学校と相談、協議、連携をし、対応をしている状況であることをご報告いたします。以上、報告第30号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第30号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

それぞれ児童生徒の欠席理由は、1人ずつ把握しているのでしょうか。

◎鎌田事務局長

その部分につきましては、毎月の定例教頭会議の際に、教頭から児童生徒1人ずつの状況について情報をいただいております。

体調不良ですとか、ご家庭の事情で何かをきっかけに不登校や学校に来れなくなったですとか、そういった形で児童生徒の理由は様々でございます。

◎荒山委員

はい。もう1件いいですか。最近、テレビ等で話題になっているのですが、ヤングケアラーといって家族の介護ですとか、いろいろ問題が起きているようですが、本町に関しては、そのような人はいないのでしょうか。

◎鎌田事務局長

その件につきましては、昨年の、令和3年4月に1度話題になって、議会のからもそ

の質問が出されております。教育委員会ではなく保健福祉課で答弁はしているのですが、教育委員会もその際に、小学校、中学校、高校にそういった児童、生徒がいるかどうかということを確認したところ、その時点ではいらっしゃいませんでした。また、中学校にも、文部科学省の調査が入ってアンケートをしたところ、0人だったという結果があったということは報告を受けている状況でございます。

◎荒山委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第30号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第30号小中学校児童生徒の不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第31号令和3年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書19ページをお開き願います。内容につきましては、別紙のとおりとしまして、報告第31号を20ページから27ページまで各施設の利用状況を載せてございます。こちらの表は、施設ごとの過去3か年度の月別の利用状況と使用料を集計した表でございます。

網かけの部分が令和3年度の数値となります。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が5月16日から6月20日まで、また、8月27日から9月30日までの2回発令されたほか、町内で感染者数が増加し、感染拡大により2月15日から3月14日までの期間、公共施設の休館等の対応をしております。

ほかにもまん延防止等重点措置が行われるなど、コロナの終息が見えない状況も続いておりますので、その影響により令和2年度と同様に1年を通じ利用者数は令和元年度と比較すると減少している状況にございました。利用者数の減少とともに、使用料も減少している状況にございます。利用状況につきまして、特徴的な施設及び内容についてご説明いたします。まず農村環境改善センターでございますが、令和3年9月からの改修工事の準備のため、5月から一般貸出を休止しておりましたので、4月のみの利用となっております。総合健康福祉センターは、ゆめりあホール、多目的ホール、会議室等の全体の利用者数となりますが、合計で25,686人となっております。改善センターを利用されていた団体がゆめりあを利用していることもありまして、令和2年度と比較すると2,000人ほど増えている状況にございます。開拓記念館につきましては、令和元年度と2年度において、月曜、火曜の休館日を設けず開館しておりましたが、3年度から通常開館としてございます。続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。図書館の本の貸出冊数でございますが、図書館では工夫をしながら行事等を行っておりま

すが、本の貸出冊数は減少している状況でございます。次にスポーツ施設でございますが、スポーツセンターから26ページのふるさと公園サッカーコートまでの施設につきましては、新型コロナウイルス感染症により大会や合宿等の利用ができず、ほとんどの施設で利用者数が減少してございます。そっち岳スキー場のリフト利用回数につきましては、降雪の遅れにより、当初12月9日オープンが12月23日と遅くなったことと、2月15日から3月14日までのコロナの町内感染拡大による休場があったことから、大幅に減少している状況でございます。かぜのびは、こちらもコロナの影響により、コンサートの中止などによりまして減少している状況でございます。以上、報告第31号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第31号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

開拓記念館ですが、小学生、中学生が校外学習などで利用したというような機会はあったのか、ありましたらその実数を教えていただきたいと思います。

◎鎌田事務局長

開拓記念館につきましては、令和3年度276人の利用となっておりますが、昨年度の小学校の実績といたしまして、新小の3年生が社会の授業で校外学習として活用しているということで、児童数46人、引率教職員5人。また、中学校におきましては、総合学習で新十津川町のことをいろいろ調べようという内容で、開拓記念館を訪れて調査をしている生徒数が6人、引率教職員1人という実績になってございます。また、昨年度につきましては、農業高校の生徒さんが校外学習で1年生15人、引率教職員2人の利用をされたという実績が出ております。小学生3年生につきましては、毎年度、教育課程の中で、社会の教科で開拓記念館を訪れる計画を立てておりますので、3年生の施設見学については毎年利用されているという状況でございます。以上でございます。

◎松倉委員

ありがとうございます。小学生が開拓記念館に見学に行く同じタイミングで、高齢者のグループもその中にいてもらって、例えば昔の使っていた道具はこう使っていたというように実体験などを話していただくような検討をしていただけないかと思うのです。

学校教育、社会教育、高齢者福祉として、それぞれ事業を一生懸命やっていると思うのですけれど、連絡し合い協力すると更に質が上がる可能性があるのであれば、難しいこともあるかもしれませんが、ご検討いただけたらと思います。

◎久保田教育長

松倉委員さんのおっしゃることは、望ましいことだと思いますので、時間の関係もありますので、その辺は学校と確認しながら、検討をさせていただきたいと思っております。

◎松倉委員

よろしくお願ひします。

◎久保田教育長

はい。そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第31号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第31号令和3年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第9号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書29ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第8条第1項及び第2項の規定により委員を委嘱することにつき、議決を求めるものでございます。この協議会は、学校の運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として法に基づいて設置しているものでございます。1委嘱しようとする者として、表をご覧ください。2任期は、委嘱の日から令和5年3月31日まででございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第9号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書31ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、議決を求める

ものでございます。この協議会は、本町における特別支援教育関係機関との連携協力を確保し、障がいのある児童生徒に適切な教育的支援を行うため設置しているものでございます。1任命しようとする者として、表をご覧ください。2任期につきましては、任命の日から令和5年3月31日まででございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第11号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書33ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容につきましてご説明をいたします。議案第11号別紙といたしまして、34ページの町議会提出議案及び36ページ、37ページの新旧対照表を併せてご覧願います。35ページの提案理由に記載のとおり、地域住民の文化、福祉等を増進する機能の拡充を目的として、新十津川町農村環境改善センターにおける施設の使用内容及び使用料の見直しを行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。改善センターの改修は、令和3年度から実施しておりまして、この9月30日で完了いたします。貸室業務については、これまで貸室を行っていた施設の一部が改修と、社会福祉協議会、ボランティアセンター、地域包括支援センターの専用施設となる部分もあることから、貸室の対象施設は多目的ホール、ステージ、研修室となります。2階部分について改修はせず、貸室としても使用いたしません。改修により暖房や冷房、床、壁材交換など利便性と機能向上が図られることから、使用料の所要の見直しを行うこととしておりまして、10月15日の利用開始に向け、周知期間も考慮し、6月町議会定例会に条例改正を上程するべく準備を進めているものでございます。改正内容は、使用料の還付について、第7条第2号を「使用者から、使用日の3日前までに使用の許可の取消しの申出があった場合において」に改め、別表の基本使用料につきましては、多目的ホール、ステージ、研修室の使用料を改正するものでございます。改正の考え方につきましては、平成31年度に先行して使用料等の見直しを行っております総合健康福祉センターゆめりあを始めとする町内公共施設で設定した考え方を基

準とし、町外者料金を正規使用料とみなし、ゆめりあの使用料とのバランスを考慮して全体的に値上げをするものでございます。町内者料金につきましては、従前の使用料設定を考慮し、町内者料金の値上幅が町外者料金を上回らないよう配慮することとしてございます。見直しの一例で申し上げますと、36ページの新旧対照表の別表をご覧ください。こちらゆめりあ多目的ホールの町外者料金、1時間当たり1,600円でございます。

改善センターの多目的ホールにつきましては、ゆめりあの多目的ホールの約2倍の面積がございます。ゆめりあの多目的ホールの町外者料金については1時間当たり1,600円でございます。そちらを2倍にすると3,200円となりますが、改善センターの現行の町外者料金は1時間当たり3,000円の冷暖房等使用割増適用と改修による機能向上を考慮し、改正後は3,600円とするものでございます。また、町内者料金については、改善センターの現行の町内者料金、1時間当たり1,500円、それに冷暖房等使用割増適用、こちらは、冷暖房を使用した場合、改善センターの現行は2割増としております。そちらを考慮するとして1,800円とするものでございます。34ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和4年10月15日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、この条例の施行日の10月15日の前に使用の許可の申請がされ、施行日の10月15日以後の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料を適用とするものでございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

使用料の関係ですが、町内者、町外者と区分されていますけれど、例えば10人ぐらいの団体で町内者と町外者とした場合に、どういう分け方で料金が徴収されているのでしょうか。

◎鎌田事務局長

申請者の1時間当たりの使用料の町内外の分けというのは、町内施設共通なのですが、利用者の割合がどちらが多いかによって決めているのが現状です。それで過半数町内者であれば町内者料金、また、町外者が多ければ町外者料金、また、そのほかに申請される団体が町内か町外という状況で判断する場合もございます。以上でございます。

そのケースによって、いろいろ協議をして町内者、町外者の料金設定を決定しているところでございます。

◎近藤委員

はい。あと多目的ホールとステージと研修室という分け方なのですが、ステージのみの使用はあるのでしょうか。

◎鎌田事務局長

今までの改善センターの使用の例で申しますと、太鼓や踊りがそのステージを利用されている団体でございます。

◎近藤委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして令和4年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時35分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人